

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、横断歩道の手前で停車していたところ、〇台後ろの後続車が請求人の後ろの車に追突し、請求人も玉突きで追突され、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C外科に受診し、「頸部捻挫、背部捻挫」と診断され、以後、D病院等、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位に既に障害等級第9級に該当する障害があり、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、本件事故によって生じた請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められ、加重として認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、残存する障害が障害等級第7級の3に該当する旨主張するので、以下、検討する。

なお、請求人は、本件事故以前の昭和○年○月○日に通勤災害による交通事故（以下「前事故」という。）により頸部等を負傷しているところ、当該傷病は、平成○年○月○日に治癒し、障害等級第9級の7の2と認定され、当審査会の裁決を経ている。

(2) 本件事故による請求人に残存する障害のうち、頸椎の変形障害について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日以降の画像所見に変化を認めないと述べており、当審査会としても、一件記録を精査したところ、平成○年○月○日以降の画像所見に特に変化は認められず、前事故の症状固定時よりも悪化したとは判断できないことから、本件事故に起因する頸椎の変形障害は認められないものと判断する。

頸椎の運動障害について、F医師は、平成○年○月○日の意見書において、要旨、頸部の症状には昭和○年の手術後に異変がないと、E医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、要旨、頸部の可動域の範囲は前回の事故後の症状固定時と著変なく、本件事故に伴う可動域の悪化はないと述べている。

当審査会としても、一件記録を精査するも、請求人の頸部の可動域の範囲が前事故の症状固定後に変化していないとする、両医師の意見が妥当なものであ

ることから、本件事故に起因する頰椎の運動障害は認められないものと判断する。

神経症状について、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書において、症状固定時である平成〇年〇月〇日の障害の状態として「両上肢のしびれ、頰部痛」を挙げた上、残存の原因を「不明」としている。また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日の初診時において、自訴及び症状所見として頰部痛、両上肢の痺れがあるが、他覚的所見を認めず、頰椎疾患由来の症状とは考えられないと述べている。

さらに、上記F医師の意見書では「両上肢の圧痛、腱反射テストに一部低下が認められたものの、徒手筋力テスト、病的反射テストでは異常所見は認められず、知覚障害も認められず。」、上記E医師意見書においては「腱反射テストでは特に異常所見はなく、知覚麻痺は認めず、頰部痛の残存については『局部に神経症状を残すもの』である。」と述べている。

当審査会としても、各医師の所見及び一件記録を精査したが、上記医師らの意見は妥当であり、請求人に残存する障害は、頰部の痛みと認められ、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(3) 以上のことから、請求人には、既に昭和〇年〇月〇日に発生した通勤災害による既存障害が認められ、障害等級第9級の7の2と認定されているところ、本件事故による障害と既存障害は、いずれも障害系列表「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価されるものである。

そうすると、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、本件事故による請求人に残存する障害は、障害等級第14級に該当するものと認められるが、その障害の程度は既存障害より重度であるとは認められないことから、労災則第14条第5項の「加重」には該当しないものとする。

なお、請求人のその他の主張及び一件記録を改めて子細に検討したが、上記の判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。